

令和8年度
水質検査計画
(上水道事業分)



上下水道部キャラクター
ミナモくん

帯広市上下水道部

帯広市上下水道部 令和8年度水質検査計画（上水道事業）

はじめに

帯広市の水道水は札内川の伏流水を水源とする稲田浄水場と札内川の表流水を水源とする十勝中部広域水道企業団からの受水により成り立っています。

原水の水質は札内川の影響を強く受けますが、札内川は国土交通省（旧建設省）の一級河川水系水質調査において水の汚れを示すBOD（生物化学的酸素要求量）の平均値が0.5mg/l以下の「清流日本一（全国の1級河川の水質が最も良好な河川）」に平成3年から現在まで9回（最新は令和6年度）もなっている清流であるため非常に良好で、この原水の優れている水質により、稲田浄水場の浄水は昭和60年に当時の厚生省が数値化した『おいしい水の目安』も全て満足している安全でおいしく良質な水道水を保っています。

しかし、取水上流部の札内川流域には食品加工場と下水処理場があること、また畜産が盛んな地域であることから、偶発的な水質汚染事故の可能性は否定できないため、安全でおいしく良質な水を供給するためには水源の環境保全が不可欠となります。また、適正な浄水処理及び配水池や水道管等の適正な維持管理も併せて重要な要素となります。

帯広市が供給する安全でおいしく良質な水が常に良好な状態にあることを保障するためには水質検査が重要な役割を担ってきます。

水質検査は、平成16年4月1日、水質基準が大幅に変更され、その後に水質基準項目の追加や見直しが行われ、水質基準項目は51項目となっていました。

令和8年4月1からは、ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）が水質管理目標設定項目から水質基準項目へ格上げされ、これにより水質基準項目は全52項目となります。

この水質検査計画は、過去の検査実績等を勘案しての検査項目の一部省略ができるなどの地域性や効率性を考慮した運用、水質検査の信頼性確保及び水質検査計画の公表等の方針に基づいて策定されており、次年度以降も状況変化等に配慮し、安全で安定した水質管理に努めてまいります。

目 次

1	水質検査の基本方針	3
2	帯広市の上水道事業の概要	4
3	河川流域及び浄水の状況と留意すべき事項	5
4	検査地点	6
5	検査項目と検査頻度	7
6	臨時の水質検査に関する事項	9
7	水質検査の方法	9
8	水質検査結果の公表	9
9	水質検査の精度と信頼性の保証	10
10	水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し	10
11	関係者との連携	10
図1	帯広市上水道配水系統図	11
表1	検査項目と検査頻度	12
表2	水質管理目標設定項目と検査頻度	13
表3	要検討項目検査項目と検査頻度	14
図2	配水系統・採水地点区域図	15

1 水質検査の基本方針

(1) 検査地点

水質基準が適用される給水栓水、浄水場の原水、配水及び河川水とします。

(2) 検査項目

水道法で検査が義務付けられている水質基準項目、検査を行うことが望ましいとされる水質管理目標設定項目及び当市が独自に行う項目とします。

(3) 検査頻度

水道法及び当市の過去の検査結果などに基づいて、項目に応じて頻度を設定します。

2 帯広市上水道事業の概要

(1) 給水状況

帯広市の令和6年度の給水状況は下記のとおりです。

区分	内容
事業者の名称	帯広市公営企業
一日配水能力	84,100 m ³
給水人口	156,693人
一日最大給水量	46,016 m ³
一日平均給水量	42,806 m ³
給水戸数	81,408戸

(2) 浄水場施設概要

浄水場名	稲田浄水場
通水年月	昭和28年12月
水源	札内川(伏流水)、浅井戸(2基)
取水能力	44,000 m ³ /日
給水能力	40,000 m ³ /日
主な給水区域	稲田配水系、南町配水系
主な浄水処理方式	薬品沈殿、急速ろ過、塩素消毒
主な浄水使用薬品	凝集剤：ポリ塩化アルミニウム アルカリ剤：苛性ソーダ 消毒剤：次亜塩素酸ナトリウム

(3) その他の配水系

別府系及び中島系配水区域には、十勝中部広域水道企業団から浄水を受水して配水しています。

3 河川流域及び浄水の状況と留意すべき事項

大変水質の良い清流とされている札内川を水源とする稲田浄水場では、取水後に適切な浄水処理を行い、水質基準を十分満足しているばかりでなく、昭和60年に当時の厚生省が数値化した『おいしい水の目安』も全て満足している安全でおいしく良質な水道水を供給しています。

しかし、取水地点上流の札内川流域には河川（原水）を汚染する可能性のある特定施設や畜舎等があり、それらによる「水質管理上」及び浄水の過程で使用する薬品及び資機材等による「物質に関する」水質に留意します。

原水の汚染要因	水質管理上留意すべき水質項目
<ul style="list-style-type: none">・ 降雨、融雪等による濁水の発生・ 下水処理場・ 食品加工工場・ 畜舎・ 肥料、農薬・ 河川改修工事	<ul style="list-style-type: none">・ 濁度・ pH値・ 一般細菌、大腸菌・ 芽胞菌（クリプトスポリジウム指標菌）・ クリプトスポリジウム・ 硝酸態窒素

浄水場使用薬品及び資機材等による留意すべき物質に関する水質項目
<ul style="list-style-type: none">・ アルミニウム（凝集剤に含まれる）・ 臭素酸（次亜塩素酸ナトリウムに不純物として含有する可能性がある）・ 塩素酸（次亜塩素酸ナトリウムの分解物として含有する可能性がある）

4 検査地点

(1) 給水栓水

「帯広市上水道配水系統(p11)」の4系統ごとに水質基準に基づく検査を行います。

なお、給水栓末端おける毎日検査は連続監視装置により（水温、pH値、残留塩素濃度、濁度、色度）行い、常時監視を行います。

<採水地点は「配水系統・採水地点位置図(p15)」参照>

(2) 稲田浄水場の原水、浄水及び配水施設の配水

稲田浄水場の原水及び浄水は、原水の水質が良好なこと並びに浄水処理が適正に行われていることを確認するため毎日検査を行います。また、「水質管理上留意すべき水質項目」については毎月検査を行います。

配水は、南町配水池、別府配水池及び中島配水場の3系統の配水について「5 検査項目と検査頻度」で設定した頻度で検査を実施します。なお、それぞれの施設において残留塩素については自動測定器により常時監視を行います。

5 検査項目と検査頻度 (p12「表1 検査項目と検査頻度」参照)

(1) 水質検査項目

水質基準項目は、PFOS・PFOA以外の51項目を自己検査で行います。また、色度、濁度及び消毒の効果を示す残留塩素濃度の検査も行います。

水質管理目標設定項目については、委託により農薬類(115種)を含めてすべての項目の検査を行います。また要検討項目についても、委託によりできるだけ多くの項目の検査を行います。

病原性生物クリプトスポリジウム及び指標菌については、水質管理目標設定項目にも要検討項目にも含まれていませんが、汚染の可能性があることから自己検査で行います。

(2) 検査頻度

①水質基準項目の頻度

1) 給水栓水

給水栓水については、給水末端に位置する市内4箇所において色、濁り及び消毒の残留効果を確認するための残留塩素濃度の検査を1日1回行います。

その他の給水栓水における水質基準項目の検査頻度は、水道法で水道事業体の状況に応じて検査頻度を省略することができることとなっており、本市では水道法で定められた頻度を基本とし、過去の検査結果を考慮して以下のような検査頻度とします。

ア) 水道法で検査頻度を省略することができる項目(カドミウム及びその化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、ヒ素及びその化合物、六価クロム化合物、亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、フッ素及びその化合物、ホウ素及びその化合物、四塩化炭素、1,4-ジオキサン、シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン、ジクロロメタン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ベンゼン、亜鉛及びその化合物、アルミニウム及びその化合物、鉄及びその化合物、銅及びその化合物、ナトリウム及びその化合物、マンガン及びその化合物、カルシウム・マグネシウム等(硬度)、蒸発残留物、陰イオン界面活性剤、非イオン界面活性剤、フェノール類、以下「法令で検査頻度を省略することができる項目」とする。)は、過去3年間における検査結果が基準値の10分の1以下であるときは、3年1回以上に省略することができますが、本市では年1回以上の検査を行うこととします。

イ) 水道法で検査頻度を省略することができる項目のうち、過去3年間における検査結果が、基準値の5分の1以下であるときは年1回以上に省略することができますが、本市では年4回以上の検査を行うこととします。

ウ)平成16年度からの追加項目(大腸菌、ホウ素、1,4-ジオキサン、臭素酸、クロロ酢酸、ジクロロ酢酸、トリクロロ酢酸、ホルムアルデヒド、アルミニウム、非イオン界面活性剤、有機物(TOC))及び測定方法が大幅に変更になった項目(フェノール類)については過去3年間における検査結果により検査頻度を省略できる場合でも年4回以上の検査を行います。

エ)浄水の過程で使用する薬品及び資機材等による留意すべき物質に関する水質項目(臭素酸、塩素酸、アルミニウム)は、過去3年間の検査結果により省略できる場合でも年4回以上の検査を行います。

オ)稲田浄水場から配水している稲田系給水栓水、南町配水場から配水している南町系給水栓水、十勝中部広域水道企業団より受水している別府系給水栓水及び中島系給水栓水においては、藻類によるカビ臭物質項目(ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール)の過去の検査結果により検査頻度を省略できる場合でも年4回以上、PFOS・PFOAについては年4回、その他50項目は月1回以上の検査を行います。

2) 原水、浄水及び配水

原水、浄水及び配水の水質検査頻度は、給水栓水における検査頻度を基本とし、必要性及び過去の検査結果を考慮して検査を行います。

原水は、全項目検査のうち消毒副生成物、PFOS・PFOAを除く40項目の検査を年1回以上行います。原水全項目検査の時期は、平年における降水量の多い9月を予定します。また、給水栓水と同様の項目については月1回以上の検査を行います。

浄水は、pH、臭気、色度、濁度、水温の毎日検査を行います。

配水は、給水栓水の検査のうち月1回以上行う項目は年4回以上、年4回以上行う項目は年1回以上、ただし消毒副生成物は年4回以上、更にpH値、臭気、色度、濁度、水温は週1回以上の検査を行います。

藻類によるカビ臭物質項目は、前年度までの検査結果及び水源の状況から検査の省略が可能ですが、年1回以上の検査を行います。

②水質管理目標設定項目の頻度

水質管理目標設定項目は、水質管理上留意すべきものとされているので、稲田浄水場の給水栓水について年1回の検査を行います。

水質管理目標設定項目の中の農薬については、p13「表2 水質管理目標設定項目と検査頻度」のとおり、法令で示された115項目全てについて検査を行います。

水質管理目標設定項目の検査時期は、測定項目に対して降水の影響が少ない8月を予定します。

③要検討項目の頻度

要検討項目検査については、ダイオキシン類・消毒副生成物等の項目は毎年、他の項目については3年毎に検査を行います。

採水位置は稲田浄水場の給水栓水とします。ただし、ダイオキシン類は、浄水処理で

ほとんど除去されることから、浄水処理前の原水で検査を行います。

④クリプトスポリジウム等の検査の頻度

クリプトスポリジウムの検査は、塩素耐性のある病原性生物であるため、稲田浄水場の原水で年4回の検査を行います。

また、クリプトスポリジウム指標菌の嫌気性芽胞菌については、稲田浄水場の原水及び札内川の表流水で月1回の検査を行います。

6 臨時の水質検査に関する事項

臨時の水質検査は、水道水が以下のような水質基準に適合しないおそれがあるときに行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源流域・給水区域及びその周辺において消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 浄水過程に異常があったとき
- (5) 送水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (6) その他、特に必要があると認められるとき

7 水質検査の方法

給水栓水、配水、原水等の水質基準項目の検査及びクリプトスポリジウムの検査は、帯広市上下水道部水質検査センターにおいて行います。

検査方法は「水質基準に関する法令に基づき環境大臣が定める方法」及び「上水試験方法（日本水道協会）」等により行います。

PFOS 及び PFOA、水質管理目標設定項目、要検討項目の検査は水道法第20条第3項後段に規定する登録機関等へ委託します。なお、検査する項目、時期の決定、試料の採取は本市が行います。

専用の採水装置が必要なダイオキシン類の検査については、委託先機関が試料の採取・運搬を行います。委託した検査の実施状況については、検査の記録・写真等で確認します。

8 水質検査結果の公表

水質検査計画に基づいて行った水質検査結果は、水質基準との適合状況を含め「帯広市水道・下水道事業会計年報」及びホームページで公表します。

9 水質検査の精度と信頼性の保証

(1) 水質検査の精度

原則として基準値の1/10以下の定量下限値（非イオン界面活性剤のみ1/4）を確保し、定量下限値において変動係数（CV）が無機物（金属類等）では10%以下、有機物では20%以下の精度で水質検査を行います。

(2) 信頼性の保証

水質検査の結果は、水道水の安全性を保証する基礎となるもので、その測定値は正確で信頼性の高いことが求められます。各項目の分析法及び分析機器操作法は手順書に従い実施し、検査結果に差が無いように努めます。

また、環境省及び北海道水質協議会による外部精度管理に参加し、信頼性の確保に努めます。

10 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し

水質検査結果の評価は、検査毎に水質基準値に適合するか確認します。また、水質に異常が認められる時は、原因究明及び必要な対策を行い、安全な水質を確保します。

水質検査計画は、水道法や検査結果などを参考に必要に応じて見直しを行い、翌年の水質検査計画若しくは必要に応じてその都度改訂します。

11 関係者との連携

水道水の安全性を確保していくため、河川管理者（国土交通省北海道開発局）、北海道（帯広保健所）及び本市関係課（環境課、下水道課、農村振興課）と連絡調整し、水質保全に万全を期します。

図 1

帯広市上水道配水系統図

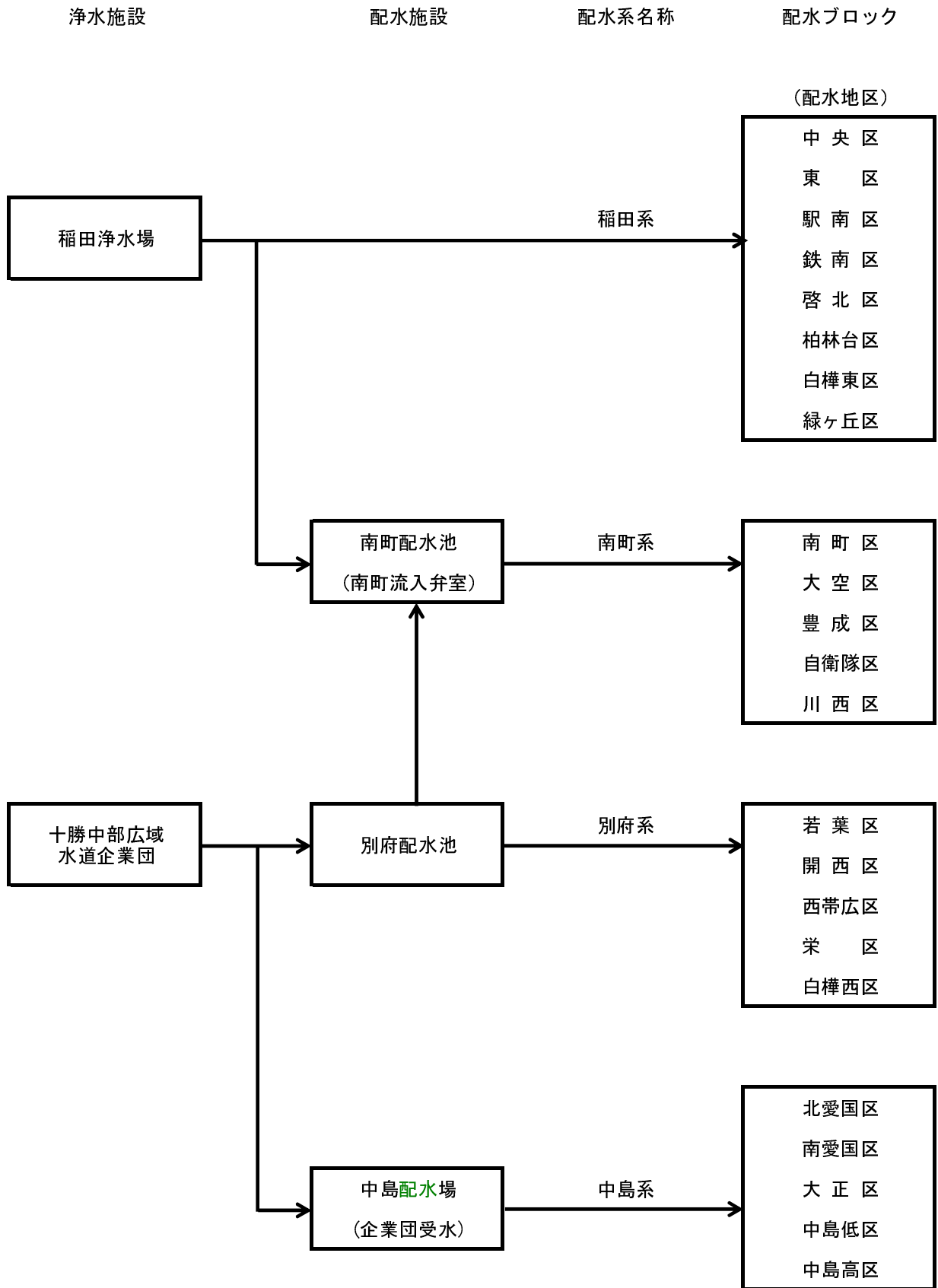


表1 検査項目と検査頻度(上水道事業)

				種 別		原水等		浄水		配水			給水栓水				
				採水箇所(種別)		稲田浄水場	札内川	稲田浄水場	中島浄水場	別府配水場	南町配水場	南町弁室/帯広の森減圧弁室	稲田配水系	別府配水系	南町配水系	中島配水系	市内4箇所
項 目	基準値	過去3年間の最高値(給水栓)	基本頻度(給水栓)	検査回数 の省略が可能な 項目と程度	実施月	流入原水	表流水	浄水	企業団受水	企業団受水	浄水	給水栓水	給水栓水	給水栓水	給水栓水	給水栓末端	
水	一般細菌	100以下であること	2		月1回	■	■	■	□	□	□	■	■	■	■		
	大腸菌	検出されないこと	0			■	■	■	□	□	□	■	■	■	■		
	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	<0.0003			△	△	△	△	△	△	■	■	■	■		
	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	<0.00005			△	△	△	△	△	△	■	■	■	■		
	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001			△	△	△	△	△	△	■	■	■	■		
	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001			△	△	△	△	△	△	■	■	■	■		
	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001			△	△	△	△	△	△	■	■	■	■		
	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	<0.001			△	△	△	△	△	△	■	■	■	■		
	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	<0.004			■	■	□	□	□	□	■	■	■	■		
	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	<0.001			△		□	△	△	△	■	■	■	■		
質	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	3.0			■	■	□	□	□	□	■	■	■	■		
	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.09			△	△	△	△	△	△	■	■	■	■		
	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	<0.1			△	△	△	△	△	△	■	■	■	■		
	四塩化炭素	0.002mg/L以下	<0.0002			△	△	△	△	△	△	■	■	■	■		
	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	<0.005			△	△	△	△	△	△	■	■	■	■		
	シス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン	0.04mg/L以下	<0.004			△	△	△	△	△	△	■	■	■	■		
	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	<0.002			△	△	△	△	△	△	■	■	■	■		
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001			△	△	△	△	△	△	■	■	■	■		
	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001			△	△	△	△	△	△	■	■	■	■		
	ベンゼン	0.01mg/L以下	<0.001			△	△	△	△	△	△	■	■	■	■		
基	パーフルオロオクタンルスホン酸(PFOS)およびパーフルオロオクタン酸(PFOA)	0.000005mg/L以下	<0.000005									□	□	□	□		
	塩素酸	0.6mg/L以下	0.08					□	△	△	△	■	■	■	■		
	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	<0.002					□	△	△	△	■	■	■	■		
	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.028					■	△	△	△	■	■	■	■		
	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.007					□	△	△	△	■	■	■	■		
	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	<0.001					■	△	△	△	■	■	■	■		
	臭素酸	0.01mg/L以下	<0.001					□	△	△	△	■	■	■	■		
	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.029					■	△	△	△	■	■	■	■		
	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.010					□	△	△	△	■	■	■	■		
	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.006					■	△	△	△	■	■	■	■		
準	ブロモホルム	0.09mg/L以下	<0.001					■	△	△	△	■	■	■	■		
	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	<0.008					□	△	△	△	■	■	■	■		
	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.021			△	△	△	△	△	△	■	■	■	■		
	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.08			△	△	△	△	△	△	■	■	■	■		
	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.09			△	△	△	△	△	△	■	■	■	■		
	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.325			△	△	△	△	△	△	■	■	■	■		
	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	7.6			△	△	△	△	△	△	■	■	■	■		
	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	<0.005			△	△	△	△	△	△	■	■	■	■		
	塩化物イオン	200mg/L以下	5.6			■	■	△	△	△	△	■	■	■	■		
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	38.6			△	△	△	△	△	△	■	■	■	■		
目	蒸発残留物	500mg/L以下	80			△	△	△	△	△	△	■	■	■	■		
	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	<0.02			△	△	△	△	△	△	■	■	■	■		
	ジオスミン	0.00001mg/L以下	0.000001	発生時期	省略可	△	△	△	△	△	△	◇	◇	◇	◇		
	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	<0.000001			△	△	△	△	△	△	◇	◇	◇	◇		
	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	<0.005			△	△	△	△	△	△	■	■	■	■		
	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0006			△	△	△	△	△	△	■	■	■	■		
	有機物	3mg/L以下	0.6			■	■	■	△	△	△	■	■	■	■		
	pH値	5.8以上8.6以下	7.6			★	■	★	●	●	●	■	■	■	■		
	味	異常でないこと		月1回		■	☆	☆	○	○	○	■	■	■	■		
	臭気	異常でないこと				☆	■	☆	○	○	○	■	■	■	■		
その他の項目	色度	5度以下	<1			☆	■	☆	○	○	○	■	■	■	■		
	濁度	2度以下	<0.1			★	■	★	○	○	○	■	■	■	■		
	嫌気性芽胞菌	検出されないこと				□	□										
	クリプトスポリジウム	検出されないこと				□											

※「過去3年間の最高」は全測定地点での過去3年間の最高値を示していますので個々の地点では検査省略頻度が変わります。
 ※頻度 ★毎日及び連続監視 ☆毎日 ●週1回及び連続監視 ○週1回 ■月1回 ◆隔月 □年4回 ◇年4回(夏期) △年1回

表2 水質管理目標設定項目と検査頻度(上水道事業)

項目		種別	給水栓水	
			稲田配水系 給水栓水	別府配水系 給水栓水
		採水箇所		
		目標値		
水質管理目標設定項目	アンチモン及びその化合物	アンチモンの量に関して、0.02mg/L以下であること。	△	△
	ウラン及びその化合物	ウランの量に関して、0.002mg/L以下であること。(暫定)	△	△
	ニッケル及びその化合物	ニッケルの量に関して、0.02mg/L以下であること。	△	△
	1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下であること。	△	△
	トルエン	0.4mg/L以下であること。	△	△
	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下であること。	△	△
	亜塩素酸	0.6mg/L以下であること。	△	△
	二酸化塩素	0.6mg/L以下であること。	△	△
	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下であること。(暫定)	△	△
	抱水クロラール	0.02mg/L以下であること。(暫定)	△	△
	農薬類(*注)	検出値と目標値の比の和として、1以下であること。	△	△
	残留塩素	1mg/L以下であること。	△	△
	カルシウム、マグネシウム等	10mg/L以上100mg/L以下であること。	△	△
	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.01mg/L以下であること。	△	△
	遊離炭酸	20mg/L以下であること。	△	△
	1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下であること。	△	△
	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L以下であること。	△	△
	有機物(過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下であること。	△	△
	臭気強度(TON)	3以下であること。	△	△
	蒸発残留物	30mg/L以上200mg/L以下であること。	△	△
濁度	1度以下であること。	△	△	
pH値	7.5程度であること。	△	△	
腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づけること。	△	△	
従属栄養細菌	2,000個/mL以下であること。(暫定)	△	△	
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下であること。	△	△	
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.1mg/L以下であること。	△	△	

※頻度 △1回/年

*注 厚生労働省医薬・生活衛生局 局長通知「別添2 項目15 農薬類の対象リスト」に定める農薬類

上記の検査項目については、水道法第20条第3項後段に定める登録水質検査機関で検査を行います。

表3 要検討項目検査項目と検査頻度(上水道事業)

	項目	採水地点 目標値(mg/L)	稲田配水系 給水栓水		
			R7 実施済	R8 計画	R9 予定
1	銀	—	△		
2	バリウム	0.7	△		
3	ビスマス	—	△		
4	モリブデン	0.07	△		
5	アクリルアミド	0.0005			△
6	アクリル酸	—			△
7	17-β-エストラジオール	0.00008(暫定)	△		
8	エチニル-エストラジオール	0.00002(暫定)	△		
9	エチレンジアミン四酢酸	0.5	△		
10	エピクロロヒドリン	0.0004(暫定)	△		
11	塩化ビニル	0.002	△		
12	酢酸ビニル	—	△		
13	2,4-トルエンジアミン	—	△		
14	2,6-トルエンジアミン	—	△		
15	N,N-ジメチルアニリン	—		△	
16	スチレン	0.02		△	
17	ダイオキシン類	1pgTEQ/L(暫定)	△*	△*	△*
18	トリエチレンテトラミン	—		△	
19	ノニルフェノール	0.3(暫定)		△	
20	ビスフェノールA	0.1(暫定)		△	
21	ヒドラジン	—		△	
22	1,2-ブタジエン	—		△	
23	1,3-ブタジエン	—		△	
24	フタル酸ジ(n-ブチル)	0.01		△	
25	フタル酸ブチルベンジル	0.5(暫定)		△	
26	マイクロキスチン-LR	0.0008(暫定)			△
27	有機すず化合物	0.0006*(暫定)			△
28	ブロモクロロ酢酸	—	△	△	△
29	ブロモジクロロ酢酸	—	△	△	△
30	ジブロモクロロ酢酸	—	△	△	△
31	ブロモ酢酸	—	△	△	△
32	ジブロモ酢酸	—	△	△	△
33	トリブロモ酢酸	—	△	△	△
34	トリクロロアセトニトリル	—	△	△	△
35	ブロモクロロアセトニトリル	—	△	△	△
36	ジブロモアセトニトリル	0.06	△	△	△
37	アセトアルデヒド	—			△
38	MX	0.001			△
39	クロロピクリン	—			△
39	キシレン	0.4			△
40	過塩素酸	0.025		△	
41	N-ニトロソジメチルアミン(NDMA)	0.0001	△	△	△
42	アニリン	0.02			△
43	キノリン	0.0001	△	△	△
44	1,2,3-トリクロロベンゼン	0.02			△
45	ニトリロ三酢酸(NTA)	0.2	△		
46	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)	—			△

頻度:△ 1回/年

*ダイオキシン類の検査は、稲田浄水場の原水で行います。

*トリブチルスズオキシドの暫定目標値

上記の検査項目については、水道法第20条第3項後段に定める登録水質検査機関で検査を行います。

配水系統・採水地点位置図

【上水道事業】

- 稲田配水系（稲田系）
- 南町配水系（南町系）
- 別府配水系（別府系）
- 中島配水系（中島系）

【簡易水道事業】

- 川西配水系（川西系）
- 大正配水系（大正系）
- 岩内配水系（岩内系）

【凡例】

- 主要施設
- 連続監視地点（自動計測装置）
- 毎日検査地点
- 毎月検査地点

